

平成18年度第1回  
板橋区情報公開及び個人情報保護審議会  
会 議 録

板橋区政策経営部区政情報課

平成18年度第1回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

- 1 開催年月日 平成18年5月23日(火)
- 2 開催場所 板橋区役所 第三委員会室
- 3 出席者 会長 長内 了  
副会長 佐藤 信行  
委員 正田 道子  
手島 有哉子  
宮崎 昌治  
山崎 洋子  
木下 達雄  
難波 英一  
松崎 いたる  
佐藤 としのぶ  
小島 基之  
細野 卓  
佐藤 廣
- 4 事務局 安井政策経営部長  
川村区政情報課長  
五十嵐IT推進課長
- 5 担当課長 浅井戸籍住民課長  
秋山課税課長

## 午後1時開会

川村区政情報課長 前回の審議会では、次回の審議会は7月に開催する予定であることをお伝えいたしましたが、8月に実施する予定の事業につきまして大至急審議していただきたいという申し出が総務部及び区民文化部よりございましたので、急遽、審議会の開催をお願いさせていただいた次第です。本日は、石田委員、高木委員、原田委員からご欠席、又、佐藤副会長と手島委員からは少々遅れるというご連絡を頂戴しております。

それでは、これからの会議の進行につきましては、長内会長にお願いしたいと存じます。

長内会長 只今事務局の方からご説明がございましたように、第1回の審議회를7月に開催の予定でございましたところ、区の方で早急に実施しなければならない案件が発生し、それに伴って当審議会の審議が必要であるということで、急な日程でお集まりをお願いいたしました。変ご迷惑をおかけいたしましたので、よろしくご審議いただきたいと存じます。

本日の議題は1つでございます。諸証明の交付等に関する業務の外部委託。所管課は、課税課、戸籍住民課でございます。それでは、本議案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

川村区政情報課長 諸証明の交付等に関する業務の個人情報に係る処理の外部委託です。諮問の内容です。現在、戸籍、住民票、印鑑登録及び外国人登録並びに特別区民税及び都民税の納税・課税・非課税などの諸証明等の申請受付及び交付に関する事務につきましては、戸籍住民課及び6カ所の区民事務所において行っています。今後、区民サービスの向上及び窓口の混雑緩和を図るため、郵便局に、これらの申請の受付事務の一部及びそれに伴う証明書等の引き渡し事務を外部委託したいということで、現在、準備を進めています。郵便局で取り扱うものは、当該証明等に記載（記録）されている者による申請のみとし、代理人による申請は取り扱わないこととします。 の部分の区民事務所についての説明ですが、区民事務所は、平成17年4月に18カ所の出張所を統廃合して設置したものであり、現在、仲町、蓮根、常盤台、下赤塚、志村坂上、高島平の6カ所がございます。ここには書いてありませんが、この統廃合の結果、特定の窓口の混雑が激しい、あるいは、どこの区民事務所に行くにも不便であるというような地域が生じました。そこで、区内の郵便局に証明書等の受付、引き渡し事務を委託し、窓口の混雑緩和と区民サービスの向上を図るというものです。事務の流れですが、参考資料をご覧ください。郵便局は、受け付けた申請書を専用ファックスで区役所に送信いたします。区役所側では、申請書をファックス受信し、専用ファックスから印刷された申請書についてその内容をチェックし、申請者の申請に応じた証明事項を

印字したものを作成します。そして、区役所側の専用ファックスから郵便局側のファックスに証明事項を送信します。区役所から送られてきた証明事項のデータを受けまして、郵便局のファックスから証明書が印刷され、印刷されてきた証明書を印刷ミス等がないかどうか確認チェックを行います。問題がなければ、郵便局と申請者の間で証明書の引き渡し、受け取りが行われることとなります。この一連の事務は、特段の問題のないケースでは、通常、15分程度で終了することを想定しています。郵便局側には、区役所から郵便局へ持ち込んで専用ファックスにセッティングしてある特別な用紙、偽造防止用紙というものがあります。区役所から郵便局に対して送られてきたファックスの内容は、この偽造防止用紙に直接印字され、区が発行する正式な証明書となります。また、郵便局から区役所へファックスが終了した後は、ファックスを送信したことを電話で連絡します。これは、相手側の事務手続の迅速性を促すと同時に、個人情報である申請書や証明書等をファックスのところに放置しないための措置です。また、これは区役所から郵便局に対してファックスを送信するときも同様です。次に、外部委託で取り扱う個人情報の項目です。郵便局の方で取り扱わせる個人情報は、(1)として、区民の方が申請書にご自分で記入したご自身の個人情報です。次に(2)として、区が発行する証明書等に記載がある区民の個人情報です。(1)の交付申請書に区民ご自身が記入した個人情報についてですが、 の戸籍関係といたしまして、戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書と附票、そして除籍と改製原戸籍の謄本・抄本と附票の申請書に記載される個人情報項目です。氏名、住所、電話番号、印影、本籍、筆頭者の氏名・生年月日、通数、申請年月日、発行年月日まで全部で11項目でございます。板橋区では、平成16年10月31日に戸籍のコンピューター化に伴い謄本と抄本の名称が変更になりました。謄本が全部事項証明書、抄本が個人事項証明書という名称で証明書を発行することになりました。コンピューター化する前の紙ベースの戸籍が改製原戸籍です。これも発行の申請をすることができますが、謄本、抄本という名称で発行されます。また、戸籍の附票、これは板橋区内に戸籍がある間の住所の履歴が載ったものです。区内での転居をした場合や区外に転出した方が再度板橋区に転入した場合などに、この附票に複数の住所が載ってきます。除籍は、区に戸籍があった方が区外に戸籍を動かした場合に残されるものです。あるいは、その戸籍にいらした方々が、結婚なさったり、お亡くなりになるなどして、全てなくなった場合に残される、いわば空き家になってしまった戸籍でございます。次に、 の住民票・除住民票・改製原住民票の写し、記載事項証明書関係ですが、氏名、住所、電話番号、世帯主名、記載項目、通数、申請年月日、本人確認事項までの8項目です。 の外国人登録原票記載事項

証明書関係は、氏名(通称名)、住所、外国人登録書証明書番号、使用目的、追加する証明事項、通数、申請年月日、本人確認事項まで9項目です。 の印鑑登録証明書関係は、氏名、住所、印鑑登録番号、通数、申請年月日、本人確認事項まで6項目です。 の納税証明書、課税・非課税証明書関係は、氏名、生年月日、電話番号、印影、証明年度の1月1日の住所、現在住所、必要年度、使用目的、通数、申請年月日、本人確認事項まで11項目です。(2)は区役所から区民の方へ交付する各種証明書に記載される個人情報です。 - 1は謄本・抄本関係で、本籍、筆頭者氏名、戸籍事項・戸籍に記録されている者・身分事項の各欄に記載された項目です。

- 2は各種戸籍の附票の写し関係です。氏名、本籍、筆頭者氏名、現在・過去の住民登録地、住民登録年月日、在外選挙人名簿登録市区町村名、発行年月日まで7項目です。 の住民票・除の住民票・改製原住民票の写し、記載事項証明書関係ですが、氏名、住所、生年月日、性別、住民となった年月日から変更年月日、変更事由、発行年月日まで22項目です。 の外国人登録原票記載事項証明書は、氏名(通称名)、生年月日、性別、国籍から本邦にある父・母・配偶者の氏名・生年月日・国籍・続柄、発行年月日まで31項目です。 の印鑑登録証明書は、氏名、住所、生年月日、印影、発行年月日の5項目です。 の納税書、課税・非課税証明書は、氏名(本名、新・旧氏名、通称名)、現住所、証明年度の1月1日の住所、合計所得金額、総収入額、所得の内訳、所得控除の内訳、課税額、納付済額、課税標準額、総所得額、扶養親族氏名、発行年月日まで14項目です。委託先は板橋区内郵便局です。個人情報の収集方法は、本人から直接収集します。個人情報の保護措置は、(1)委託に当たっては、秘密の保持、目的外利用の禁止、複写及び複製の禁止、立入検査又は調査、事故発生時の報告義務等の特記事項を明記の上、協定を取り交わします。(2)証明等の申請を受け付ける際には、本人確認を行います。(3)戸籍住民課、課税課及び郵便局に専用のファクシミリ装置を設置し、それぞれ、区と郵便局あてに登録したファックス番号以外は送受信できないように設定し、送受信の確認は、その都度電話で行います。郵便局で当該事務に従事する者は、正規職員のうち郵便局長が指定した者に限定します。(4)証明用の偽造防止用紙は、区職員が郵便局に持参し、授受簿により受領を確認いたします。郵便局は、偽造防止用紙を鍵のかかる書庫に保管いたします。(5)郵便局は、受け付けた申請書及び破損または汚損した個人情報が印字された偽造防止用紙は、送付書とともに、毎日、区に送付いたします。区は、郵便局が保有する偽造防止用紙の枚数管理を、管理簿により行います。(6)当日中に処理が完了しない場合は、申請書及び証明書等は授受簿により管理し、鍵のかかる書庫に保管いたします。引き渡しの際は本人確認を行います。これは、申請書を出した方が後で取りに来るからとおっしゃって、

結果的に次の日に取りに来られたような場合、受け付けた日のうちに引き渡しまでの処理が終わらないというような事例があります。そのような事例を想定した対応です。(7)個人情報保護条例及び同施行規則を遵守します。実施予定は、平成18年8月から実施します。担当課は課税課、戸籍住民課です。その他ですが、今回の郵便局への外部委託は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第2条を根拠として実施するものです。説明は以上です。

長内会長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、ご質問等を受けたいと思いますが、その前に、外部委託する個人情報の項目のうち、(1)交付申請書記載事項の一番最後の「本人確認事項」という文言ついて、あらかじめご説明をお願いします。

川村区政情報課長 (1) から までの個人情報項目の最後に「本人確認事項」とあるのは、郵便局の窓口に来ていただいた申請者が、ご本人であることを何で確認したのかを記入する項目です。通常は、運転免許証などの身分証明書類で確認しているということです。

長内会長 ありがとうございます。今の補足説明を踏まえまして、本件につき、ご質疑を承りたいと存じます。

松崎委員 今回の業務についてファックスでやり取りをするというのが一番要だと思えますが、このファックスの意味が、私が思っているようなファックスなのかどうなのかということで、うちにあるファックスは、紙に書いたものを機械に入れて、それが向こうに送られて、向こうで同じものが印刷されるという仕組みですが、こういうイメージでいいのか、あるいはファックスというよりもコンピューターのメールのようなものでデータだけやり取りをして印刷をするというような形式なのかを確認をしたいのです。

長内会長 本日、所管課長がお見えでございますので、所管課にかかわる内部の説明につきましては、所管課の方からお願いいたします。

浅井戸籍住民課長 ファックスの種類ですが、これは通常のファックスでして、いわゆる画像情報を送るものです。只、品質といいますか、高精細といいますか、解像度が高いという部分はあります。

松崎委員 だとすると、心配が出てくるのは、例えば申請書を書いてそれを送るわけですが、送った後の申請書をどうするのかということ。あるいは、区役所の側でその申請書を受信して、それに基づいて今度は証明書を発行するわけですが、送られてきた後の申請書のファックスの紙はどうするのか。送信する側、受ける側、それぞれ紙が新たに出てくると思いますが、そのものについての管理がどうなっているのかをお聞きします。

浅井戸籍住民課長 申請書ですが、これは郵便局の窓口に来て、区民の方がお書きになりますが、この申請書については、その日のうちに区役所の方に郵送で送っていただくということになっています。これは保護項目の中にも書いてあったかと思えます。それから、実際、区がつくる証明書ですが、これは、まず白紙に打ち出しをしまして、区役所に設置してあるファックスの中で公印を付加したものを郵便局に送ります。郵便局の方では、先程申し上げました偽造防止用紙というのが入ってしまっていて、そこに印刷されますが、この偽造防止用紙に印刷されたものが正本です。区役所がつくった送信用のものは廃棄します。

長内会長 この偽造防止用紙を、私もわからなかったものですから、先日の事務方との打ち合わせで確認いたしました。区役所の方から送られたものを郵便局では偽造防止用紙に印字して交付すると。それは例えばコピーをしますと、コピーであるとわかるようになっているそうで、正本はこれ1部であるということにはなるようです。今のご説明に含まれていたと思いますが、区役所と郵便局間の専用のファックスは送受信とも郵便局側、区役所側、これからしかできないと。他の一般がここの番号に送信することはできないし、当然受信することもできない。そういう仕組みになっているという確認を得てございます。

松崎委員 その辺のところは、しっかりやっていただけたとは思いますが、よろしくお願ひします。それと、人の問題ですが、今の説明でいきますと、郵便局長が指定した人に限定してこの業務を行うということですが、聞いていると、申請書を受け取って、それをファックスで流して、しかも電話をかけて、また来たのを確認して電話を受けてというので、結構事務量が多いと思いますが、例えば1人の区民が証明書を出してくださいとお願いしたときに、郵便局側では何人の方が何らかの形でこの仕事に携わるのか、区の側でも何人位なのかというふうに聞いたらいいのかな。人手がどのくらいかかるのかということです。心配なのは、どういうイメージなのかわからないんですが、今、郵便局へ行くと、窓口に行くと初めて、切手を買いたいのか書留を送るのか届いている物を受け取るのかというのがわかるようになっていないですか。今回の証明書発行もそんな形でいろんな郵便局の業務の中で一緒にやっていて、初めて窓口の人が証明書発行なのかと気が付くということになると、今回の事務の中で指定された人以外にも最初のところでは申請書にタッチする可能性があるのかないのかということです。郵便局は、高校生のアルバイトもいるわけで、そういう人が携わるとは思いませんが、その辺どういう仕切りになっているのか。人の流れを聞かせていただきたいんです。

長内会長 松崎委員の今のご質問は、このシステム、基本的に出張所を統廃合した結果、

つまり、18カ所あったのが6カ所と3分の1になると。そのために区民にとってアクセスがしにくくなると。もう一方で、区役所の窓口が混雑と。これを克服しようとするアイデアであり、法律上はこの末尾に書いてございましたけれども、平成13年の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律に基づく制度ですが、外部委託で取り扱わせる個人情報の項目がかなりタッチな情報が含まれております。そういう意味で、行政の方が、区民サービスを充実しようという趣旨はわかるんだけど、それが郵便局サイドの方で、どういう立場の人がどういう形でこの情報に接することができるのか。そのところが一番要だと思しますので、ぜひその辺のところ、十分にご説明をいただければと存じます。

浅井戸籍住民課長 郵便局の人手の問題ですが、その前提としまして、現行郵便局職員というのは国家公務員ですので、当然のことながら守秘義務を負っております。この法律ができた背景には、やはり個人情報保護という観点から守秘義務はもちろんですが、目的外利用の禁止であるとか、そういった制度的な担保もしていると聞いております。また、我々といたしましても、特に個人情報の保護のために、例えばマニュアル等を整備し、協定の中に項目として盛り込む等、十分な対策を行っていきたいと考えております。具体的に何人の方が従事するかということですが、今回考えておりますのは特定郵便局ですので、職員数としては余り多くないと聞いておりますが、これは、その事務量の問題もありますし、慣れの問題もあると思しますので、各郵便局と十分詰めていきたいと思っておりますが、タッチする人数はできるだけ少ない方がよろしいのかなとも思いますが、一方、区民サービスの観点からいきますと、郵便局の窓口の混雑の緩和という面もありますので、その辺は十分調整しながら考えていきたいと思っております。

長内会長 これも事前の事務方との打ち合わせで私の方から確認させていただいたことですが、今回の措置が講じられますと、近々に郵政事業の完全民営化という段階が来ます。その際にもう一度見直しをするのかどうなのかということがございますが、これまで調査していただきました段階で、現在の郵便局員の身分が国家公務員ですが、将来の民営化後、いわゆるみなし公務員という形、少なくとも、現在想定される近未来においては暫くその状態が続く。となると、みなし公務員にかかわる守秘義務の法制度の整備が1つ国家法として必要になってくるという具合には考えられます。もしそのような法制度が遅れました場合には、郵便局と板橋区との間の協定に基づいてこのような業務委託を行うこととなりますので、その協定書の中で国家法の不足部分についてはきちっと埋めていかなければならないだろうという点が1点ございます。もう1つ、現在の郵便局の職員たちが負っており

まず守秘義務は、国家公務員としての一般的な守秘義務に加えて、特に郵便事業にかかわる特別の守秘義務がございます。それぞれ法律がございます。郵便法、郵貯法、それから先程ご紹介申し上げたものでございますが、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律それぞれの中で、この郵便事業にかかわる守秘義務が特定されております。承りますれば、このカテゴリーの守秘義務は、民営化後も基本的に継続されるということになってございます。その点がまず第1点です。もう1つ、私も、支所が18カ所から6カ所の区民事務所に再編されたことで区民にとってアクセスがしにくくなるという状態がどの程度なものなのかということは、まだ想定の域を出ないかと思えますけれども、その関連で対象となる郵便局は、今ご説明がございましたが、特定郵便局をお考えのようです。いわゆる簡易郵便局については今回の対象にしないと。と申しますのは、簡易郵便局の場合には、こちらの方の守秘義務の縛りが十分ではない可能性もございます。特に対象として個人情報の保護措置の(3)の最後にご覧いただけます「郵便局で当該事務に従事する者は、正規職員のうち郵便局長が指定した者」で、簡易郵便局の職員は郵政では正規職員と見ていないんですね。ということで、現実に板橋区内に現在のところ簡易郵便局がないということ、それから、今回ご提案申し上げているこの事業は正規職員のみにかかわらせるという、この2つのことから簡易郵便局は対象にならないということも確認させていただいております。ほかにご質問ございませんでしょうか。

難波委員 保護措置(3)ですが、正規職員のうち郵便局長が指定した者に限定するというところで、これは一郵便局で何名かというのはまだ定かではないということですが、いつのタイミングで指名するのかということと、もし指名した者以外の方が従事したときのペナルティーに対してどういう措置があるのかということをお願いいたします。それから、この図の真ん中の郵便局とありますが、申請書ファックス送信となっているところですが、これはファックス送信をした後直ちに鍵のかかる書庫に保管をするという作業になるのか。私も、よくこういった業務をしておりましたので、大体書庫に入れる前に紙置き場をつくって、そこに貯めて、ある一定の状況になったら書庫に入れるというような作業になってしまうわけですが、そこについてはどういう認識をするのか、お伺いしたいと思います。

浅井戸籍住民課長 まず、正規職員のうち郵便局長が指定した者に限定するという部分ですが、今後、議会で規約を議決していただいた後、日本郵政公社東京支社との間で協定書を結びます。これは具体的な内容も当然でございますが、この時点ではこの指定については決めておくというタイミングになろうと考えております。それから、指定した者以外が

もし取り扱った場合のペナルティーでございますが、これは、まだ、そこまで踏み込んで協定等でも考えておりませんが、当然のことながら、それも含んだものにしたいと。また、図3のファックス送信の後、すぐに鍵のかかる書庫に入れるのかというお話なんですが、申請書自体は普通の紙でして、これは窓口で区民の方がお書きになった紙でして、これはまとめておいて、その日のうちに区に郵送するという扱いになります。おっしゃっていた内容で言いますと、偽造防止用紙の関係かと思いますが、偽造防止用紙については、ファックスの中のトレイに鍵をつけて、そこで鍵付きの書庫という管理でよろしいのかなと考えておりました、実は偽造防止用紙を移すという行為自体はないのかなと考えております。

難波委員 申請書を最後の段階で鍵のかかる書庫に入れるということですね。書庫に入れるのも大事なんですが、書庫に入れるまでの管理というのがすごく大事なので、そこでよく紛失とか流出とかが起こるケースがありますが、その管理をもう少しちょっと。

長内会長 関連して説明を求めたいと思いますが、申請書が来てファックスで送信いたします。その日送信した申請書は、その日のうちに全部まとめて区役所の方に郵送すると。1件毎ではなく、その日の申請受理をしたものについて一括して区役所の方に送付する。そういう流れと理解してよろしいですか。

浅井戸籍住民課長 そのとおりです。申請書は、白紙の申請書を当然郵便局の窓口には保管しておきますが、これは鍵のかかる書庫での管理とは考えておりません。あくまでもそれで管理するというのは、先程委員の皆様にお見せいたしました偽造防止用紙の管理ということで考えておりました。

長内会長 難波委員のご質問は、受理をした、ファックスで送った、恐らくその日の業務の終わる最後の段階でまとめて送る、その数時間の時間帯に申請書原本そのものをどのように取り扱うのかということかと思えます。

浅井戸籍住民課長 申請書には個人情報がかかれておりますので、申請書を送信した後は直ちに別の鍵のかかる書庫に保管するという対応で考えたいと思います。

長内会長 現実に日常の業務の中で鍵のかかるものが遠くにあれば、それ専用のトイレでも、第三者が妄りに触れないような環境をつくるということでしょうね、実際の事務のフローからしますと。難波委員のご質問の最初の部分は、結局、協定書の中で、こちらが定めた条件に違背があった場合どうするのかということについて、まだ現状では、全ての事由が想定できるわけではないと思いますが、極力網の目を細かくして協定書の中に盛り込んでいただくという取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。他にご質問ございますか。

宮崎委員 他の行政区で既に変更して実施している区があるかどうかお聞きしたいです。

浅井戸籍住民課長 郵便局への委託は、23区では板橋区が初めてですが、東京都では既に調布市と府中市が行っております。全国的に見ますと、120の自治体で446の郵便局との委託を行っている状況です。

長内会長 宮崎委員、よろしゅうございますか。

宮崎委員 はい。

長内会長 正田委員。

正田委員 私が今住んでいるところは、出張所の統廃合で地域センターが事務を取り扱わなくなったところ。実際に特定郵便局で戸籍謄本などを取れるような証明事務が入りますという噂を聞いています。お聞きしたいのは、実際にこれを扱う郵便局は板橋区内に何件くらいあるのかということと、私どもは郵便局長とか職員の方と親しくしていますので、郵便局長が指定する方ということは、郵便局長は該当しないのですか。それから、本当に親しくしていますので、今までこの方がやっていたのにとすることで、住民の方に余り認識がないと思うんです。そういう場合に、はっきりわかるようなネームプレートとか案内を郵便局で用意していただけたらと思いますが、その際に申請に行って受け取るのが15分位かかるとなると、小さい郵便局ですから、皆、郵便局には15分はいないです。ちょっと用を足してきますからといって、よく薬局でお薬を取りに行くような形で違う人が取りに行ったりすることが結構あります。15分といえども、受けるときと渡すとき両方必要なんじゃないかなと思いますが、どうなんですか。

長内会長 実際の利用者の立場からの、非常に具体的なご質問でございます。所管課としてどのような対応を予め想定しておられるか。特に受け渡しにかかわる本人確認の手續と、場合によっては申請にかかわる本人確認、その辺を含めてご説明いただければ、先程の全体フローチャートからもよくご理解いただけるのではないかと思います。所管課長、よろしく申し上げます。

浅井戸籍住民課長 板橋区の郵便局は、現状では、普通郵便局が3局、特定郵便局が45局です。今回、委託をしたいという特定郵便局は2つの局を考えています。この業務に従事していただく郵便局の職員については、ネームプレート等のお話もさせていただきたいと思っておりますし、案内等もわかりやすくするような話で考えていきたいと思っております。本人確認につきましては、本来これは地方自治体が行うべき証明書の交付事務ですので、ことさら個人情報保護には留意するということから、今回、法律の中でも、まず、証明書を申請できる人は

本人に限るという縛りをかけております。これは代理人の申請は認めないということ。その方が確かに本人なのかどうかということも、制度的には、例えば運転免許証等で確認するというようになっておりまして、当然、私どももそうした方法で本人確認というのは厳密にやらせていただきたいと思っております。15分という時間ですが、確かに少し長いということもございますが、これは長くて15分程度なのかなと。通常ですと、もう少し短いとは思いますが、当初、触れない場合等もございますので、多少時間はかかると思っております。その場合、15分間待ってられないというケースもままあるのかなと思っておりますので、そうした場合には出された証明書の保管、さらに再度渡すときの確認の方法、こういったところもきちんと本人確認も含めて行うということで対応していきたいと思っております。

正田委員 あと、郵便局長はいかがなんでしょうか。

浅井戸籍住民課長 特定郵便局長は、全体の管理面から、この業務に従事してもらうかどうかは、その郵便局の事情もあると思っておりますが、全体の流れを見ていて、郵便局長自身が応対せざるを得ないという場合も考えられますので、郵便局長も入るといふふうに私どもは今は考えております。

長内会長 今の関連ですが、協定書の中で担当者の特定は行われることになりますか。となれば、郵便局長の指定ですから郵便局長が本人を指定することを妨げませんね。そういうことがあり得るということですね。

浅井戸籍住民課長 はい。

長内会長 問題は、区側が現実はこの業務に従事する郵便局員の氏名を特定しておれるかどうか。その点、補足的にお願いいたします。

浅井戸籍住民課長 この委託を開始するときには、名簿を出していただくなどの方法で特定された方の確認はさせていただきたいと思っております。

長内会長 正田委員、よろしゅうございますでしょうか。

正田委員 はい。

手島委員 確かに特定郵便局というのはすごくアットホームで穏やかで住民とも仲がいいんですが、特定郵便局の職員の方たちが仲がいいんですよ。そうしますと、例えば局長なり指定された人が、これ見ちゃだめと言っても果たしてそこまできちっとするかどうか。先程会長が協定書の中で細かい網の目を掛けてということをおっしゃっていましたが、ファックスが置かれている場所は別室にするとか何かで仕切るとか、全く通常の業務の中でしないで、なるべく目に触れないような措置を講じていただけたらばと思います。

浅井戸籍住民課長 1つは、制度的に守秘義務は大変重い義務だと思いますので、そうした考え方、それから、個人情報の重要さというのは研修あるいは郵便局長の方からお話をさせていただくということで考えております。只今委員の指摘のありましたファックスそのものを別室なり仕切りというところですが、ご案内のように特定郵便局はそれほどスペースございませんので、別室というのはなかなか難しいのかなと思いますが、何らかの工夫で担当する職員しかそれを見られないといった仕切り等は考えていきたい、郵便局との話し合いの部分もございませうが、工夫していきたいと思ひます。

長内会長 ほかにご質問ございませうか。

宮崎委員 指定した者ということで1人なのかそれとも複数指定できるのか、その辺はどうなのか、お聞きしたいと思ひます。

浅井戸籍住民課長 この事務は、本来郵便局が持っている事務のほかに今回加わるものなので1人の方というふうにはいかなひだろうと。複数の方というふうには考えています。

長内会長 ほかにご質問ございませうでしょうか。

(発言する者なし)

長内会長 実は、この案件につきまして、本日の会議のために事前に事務方と打ち合わせをさせていただきませう折、私の方から確認を求めた事柄が、各委員からもご指摘のあったとおりでございませう。当審議会は、個人情報保護という観点から、遺漏なきように我々の視点でこれをチェックをするということですが、ちょっと立場を離れませうけれども、個人情報保護という観点から幾つかの保護措置が加えられておひますが、一番重要なポイントは、今回の郵便局を介しての証明書の申請、そして交付というのが、本人申請が原則になっているんですね。ですから、逆に利用者サービスの側面から考えると、例えば今、印鑑証明につきまして我々は登録カードを持ってございませう。区役所の窓口ですと、この登録カードだけでできるんですね。ところが、これができないんです。利用者という立場で考えると、このサービスは郵便局では受けられないのという不満が、むしろ、住民サイドに出してしまうんじゃないかなと思ひておひましたが、個人情報保護という観点からすると、今回こういう形で外部委託できるものについては極力厳しい手続を確保しておひて、その後の経験則の中で改めるのであれば、また、当審議会でご議論をいただくということが必要だろうと思ひます。せつかく住民サービスということでやったけれども、使いにくくてしようがない、利用が少ないというのであれば、もともと個人情報保護という観点からすると、なるべく外には出さない方がいいわけだから、費用対効果の問題でそう効率がよろしくな

いんだということならば廃止ということも考えなければならないのかなというようなことを思ったことを、あえて発言させていただきます。

以上のようなご審議を踏まえまして、本件につき、本日ご指摘をいただいた特に保護措置等につきましては、協定書の作成に当たって十分ご配慮をいただくこと、それから、情報を取り扱う職員の特定、指定等々につきましても、区側として最善の対応をしていただくこと、これらを条件として、本案件、承認をいたしたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「結構です」の声あり)

長内会長 ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、本件を承認することに決めます。本日ご用意させていただきました議題は、以上でございます。ほかに何か事務局の方から、この際、ご報告等ございますでしょうか。

川村区政情報課長 偽造防止用紙は回収させていただきたいと思います。

長内会長 これは管理を厳重にしなければならないものでございますので、回収させていただきます。それでは、本日の会議をこれで閉会といたしますが、先程申し上げましたように、当初、本年度第1回の審議会を7月25日に予定させていただきましたが、それを第2回審議会として7月25日、火曜日、午後2時から開会させていただきたく存じております。正式な開催通知につきましては、改めて事務局からお手元に送られることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。